

大洲市における行政区への加入促進に関する協定書

大洲市、大洲市自治会連絡会議、公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）及び大洲宅建協会は、本市における行政区への加入促進を図るため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市地域自治推進条例に基づき、市民にとって一番身近な組織である行政区への加入促進に関して、大洲市、大洲市自治会連絡会議、宅建協会及び大洲宅建協会の4者が連携し、人々のつながりを大切にしながら、住みよい地域を形成することを目的とする。

（協定事項）

第2条 4者は、行政区への加入促進に関し、相互に連携するとともに、宅建協会及び大洲宅建協会は、住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行おうとする場合、その世帯に対し、行政区への加入を勧めるよう協力する。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、4者のいずれからも解除の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間ごとに更新するものとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項及び内容を変更する事項については、4者が協議し、定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書を4通作成し、4者が署名押印の上、各自1通を保有する。